

マイナンバーカード出張申請サポート業務 仕様書

1 件名

マイナンバーカード出張申請サポート業務

2 目的

本業務は、入所施設等においてマイナンバーカードの申請書の記入補助、申請用の写真撮影、マイナンバーカードに関する情報提供などを行うことにより外出困難な市民のマイナンバーカードの取得を促すことを目的とする。

3 実施場所

次の2パターンの会場で実施する。

- (1) 下記の条件を満たす入所施設等から出張申請の依頼等があった際に、当該施設等が用意した会場で実施するものとする。(以降、この条件での実施を【入所施設等】とする。)

【実施の条件】

- ① 入所施設等の所在地が和歌山市内であること
- ② 10名程度以上の申請希望者がいること
- ③ 申請場所、机、椅子、電源等の提供ができること
- ④ 他、本市が会場と定めた場合

- (2) 出張申請サポートの実施場所は、下記①から③の条件をすべて満たした上で、受託者において選定し、施設管理者等と調整を行い実施するものとする。ただし、実施時期については本市より指定する。(以降、この条件での実施を【商業施設等】とする。)

【実施の条件】

- ① 施設等の所在地が和歌山市内であること
- ② 主に和歌山市民が来訪する施設等であること
- ③ 特定の地域に偏ることなく、できる限り和歌山市内全域に分散させること

4 実施期間等

(1) 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(2) 実施回数等

【入居施設等】と【商業施設等】を合わせて最大110回程度を想定

(3) 実施日

【入居施設等】月曜日～金曜日

【商業施設等】土曜日～日曜日

(4) 実施時間

【入居施設等】申込内容による

【商業施設等】10:00～18:00

施設都合等により実施時間を変更する場合は本市の承諾を得ること

5 対象者

【入所施設等】

市民におけるマイナンバーカード未申請者

【商業施設等】

施設等に来訪する市民を主としたマイナンバーカード未申請者

6 業務内容等

(1) マイナンバーカードの出張申請サポート

ア 実施内容

【入所施設等】

- ・本市職員と協力し、申請時来庁方式の申請を実施
- ・出張申請サポートの実施に必要な物品等の準備及び設営（撤去を含む。）
- ・マイナンバーカード交付申請書（以下「申請書」という。）に貼付する適切な写真の撮影、印刷、切り抜き、交付申請書への写真の貼付
- ・申請書の記入支援
- ・マイナンバーカードに関する説明
- ・実施会場における人員整理・誘導
- ・苦情等への対応

【商業施設等】

- ・出張申請サポートの実施に必要な物品等の準備及び設営（撤去を含む。）
- ・マイナンバーカード交付申請書（以下「申請書」という。）に貼付する適切な写真の撮影、印刷、切り抜き、交付申請書への写真の貼付
- ・申請書の記入支援
- ・申請書の送付用封筒の交付
- ・施設来訪者等への積極的な周知、マイナンバーカードの申請勧奨
- ・マイナンバーカードに関する説明
- ・実施会場における人員整理・誘導
- ・苦情等への対応

イ 実施体制

- ・実施会場においては、1会場3名程度で従事するものとする。ただし、7（2）で規定する統括責任者は人員数に含めないものとする。
- ・従事者は社名入りのネームプレートを着用し、清潔感のある服装で業務にあたること
- ・【入所施設等】、【商業施設等】にかかわらず、同日で最大2か所同時に人員を配置することができるようにすること

(2) 広報・周知

【商業施設等】

- ・出張申請サポート実施会場における効果的な周知活動の実施
実施において、次の物品を準備し効果的に活用すること

資材	数量	備考
看板、のぼり等	1会場に1つ設置できると	本市主催であることを表示すること

- ・広報・周知活動に対する問い合わせへの対応

(3) 実施場所の選定、調整及び使用料等の支払い

【入所施設等】

- ・出張申請依頼等に基づき実施場所は本市より指示する。
- ・施設使用料は実施要件により不要

【商業施設等】

- ・効果的・効率的な出張申請サポートの実施が可能で、「3 実施場所」の条件を満たす施設等の選定
- ・選定した施設管理者等との施設使用に関する協議・調整、許認可等の申請
- ・出張申請サポートを実施する施設等への使用料等は、実費分を本市に請求するものとする。
- ・施設使用料は見積額には含めないものとする。

※実施場所の計画については、事前に本市の承諾を得ること、また使用料等が生じる場合にも、本市の承諾を得ること

(4) 研修

出張申請サポートの従事者に対しては、マイナンバー制度に精通し、マイナンバーカード関連業務及び管理者経験を有する者が、事前に研修を実施するとともに、個人情報保護、守秘義務、接遇方法等についても十分に理解させるものとする。

また、常にマイナンバー制度等の改正について情報収集を行い、改正などがあつた

場合には、適宜、従事者に研修、情報共有を図るものとする。

(5) 実績報告

ア 報告書の種類

- ・ 日次報告書（出張申請サポート実施日のみ）
- ・ 月次報告書（施設ごとの使用料等の記載を含む）
- ・ 最終報告書（委託業務完了後）

イ 報告内容

実施概要、交付申請書作成対応件数、写真撮影件数、案内物の配布件数、その他対応件数（要内訳）、業務実施中の写真等

(6) その他

- ・ 写真データの削除や余剰の印刷写真・書き損じた交付申請書等の適正な処分、交付申請書記入時における覗き見防止対策など、個人情報保護を徹底すること
- ・ 当該業務はマイナンバー法2条に規定する番号利用事務・番号関係事務には該当しないが、申請書には重要な個人番号を含むことから、その取扱いには十分留意するとともに、疑義が生じた際は速やかに本市の指示を仰ぎ、対応すること。
- ・ 出張申請サポートの実施に当たり、新型コロナウイルス感染症予防の措置を十分に講ずること
- ・ 出張申請サポート実施中に、事故・トラブル等が発生した場合は、至急、受託者において対応するとともに、速やかに本市へ報告すること

7 業務従事者

(1) 業務従事者の確保

受託者は、業務を円滑に遂行するための人員を確保した上で、業務量の変動に応じた適正な要員配置を行い、効率的かつ効果的な運営が可能な体制を整えなければならない。

(2) 統括責任者及び副責任者の指定

- ・ 受託者は、従事者の指揮監督を行うとともに、円滑に本業務を遂行するため、業務について一切の管理を行う統括責任者（業務全般のマネジメント、本市との連絡調整）1名と、統括責任者が不在の場合に統括責任者を代理するとともに、従事者のリーダーとして、指揮監督を行う副責任者を必要人数選任し、本市に届け出なければならない。
- ・ 受託者は、統括責任者又は副責任者のいずれかを必ず業務履行場所に常駐させ、常に本市と連絡が取れる体制を整えるものとする。
- ・ 統括責任者は6（1）イで規定する従事者以外の者を選任するものとする。副責任者については従事者を兼ねることができるものとする。

8 必要備品等

受託者において、以下の物品等を必要数準備するものとする。

品名	必要数	備考
デジタルカメラ	1会場1台	
写真印刷機（プリンター等）	1会場1台	パスポートサイズでの写真作成が容易なもの
写真印刷用紙（交付申請書の貼付に適した品質のもの）	適数	
申請書（原本は本市から提供する）	適数	
申請書の送付用封筒	適数	
背景パネル	1会場1枚	写真撮影用、単色無地
消毒用アルコール	1会場1つ	
長机（【商業施設等】用）	1会場3台	窓口、写真作成作業用
椅子（【商業施設等】用）	1会場15脚	設置、撤収の容易なもの 窓口4脚、待合4脚、従業員用、予備4脚想定

・その他、本業務の遂行に必要と思われる物品があれば準備すること

※持ち込んだ物品、機器の管理を徹底すること。本市は一切の責任を負わない。

9 1開催あたりに要する額等

(1) 1開催あたりに要する額

次にあげる費用については「1開催あたりに要する額」として計上すること

- ・従業者人件費
- ・従業者交通費、通信費
- ・会場設営のための運搬費、設置撤去費
- ・他、開催回数により費用が増減するもの

(2) 委託業務の履行回数によらず要する額

前項に含まれない費用は「委託業務の履行回数によらず要する額」として計上すること

10 個人情報保護、守秘義務等

- ・個人情報保護法等の例規を遵守し、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱うこと
- ・受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」の規定に基づき、個人情報保護及び情報セキュリティの措置を徹底しなければならない。
- ・業務遂行に当たり知り得た個人情報や業務上の機密情報等は、委託業務期間中及び終

了後においても他に漏らさないこと

1.1 一括再委託の禁止

- ・受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、予め、本市の承諾を得なければならない。さらに、その場合、当該再委託先に対し、仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

1.2 その他

- ・受託者は、本業務を遂行するに当たり、責任者を明確にした上で、あらかじめ本市と十分に協議を行い、常に密接に連絡を取り、必要に応じて本市の指示に従うこと
- ・本業務の進捗状況については、本市の担当者に適宜、報告すること
- ・本市は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、受託者に対し、本業務の実施に関し必要な報告を求め、又は、本市の職員に受託者の事務所その他の施設に立ち入り、本業務の実施状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、もしくは質問できることとする。
- ・受託者は、契約終了後であっても、本業務の範囲内における本市の問い合わせ等に応じること
- ・受託者は、業務遂行に当たり必要と認められるもので、本仕様書に疑義が生じる場合、または本仕様書に明記していない事項がある場合には、対応方法等を本市と協議すること
- ・受託者が本業務によって本市または第三者に損害等を与えたときは、受託者が賠償の責任を負うこと
- ・業務遂行に当たり必要となる各種資料の作成、申請手続き、関係機関との調整、従事者の管理、必要な備品等の調達、事故対応などについては、受託者の責任において行うこと
- ・業務の遂行に当たり使用する関係資料及びデータ等については、可能な限り最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること
- ・新型コロナウイルス感染症の蔓延状況等を踏まえ、出張申請サポート従事者の健康管理、実施場所における感染予防・感染拡大の防止等を徹底するとともに、国や地方自治体等から発出される指示、要請等を遵守すること

1.3 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び

日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

マイナンバーカード出張申請サポート業務委託契約書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲はマイナンバーカード出張申請サポート業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙のマイナンバーカード出張申請サポート業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、委託業務の履行回数によらず要する額を1月あたり円（消費税及び地方消費税分含む。）とし、1開催あたりに要する額を円（消費税及び地方消費税分含む。）とする。

2 前項でいう「委託業務の履行回数によらず要する額」とは、業務を実施するにあたり予め用意することが適当な物品の準備費や諸経費の合算額を指し、「1開催あたりに要する額」は人件費、交通費等の開催する毎に必要なとなる額を指す。

3 委託金は月払とし、月々の支払額を次のとおりとする。

委託業務の履行回数によらず要する額円（消費税及び地方消費税分含む。）と1開催あたりに要する額の月毎の開催数から計上した額の合算額とする。

4 甲は、前項の委託金に加え、会場使用料を支払う。この場合、乙は毎月末日締めで当該費用を請求するものとし、甲は、乙に対し前項の委託金とともにこれを支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容等の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この条において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相当する額を減額して委託金の請求をしなければならない。この場合において減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、実施内容が品質に関して契約の内容に適合しないとき（以下「契約不適合」という。）は、乙に対して相当期間を定めて報酬の減額請求をし、これらとともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による、報酬の減額及び損害賠償の請求は、契約不適合を知った日から1年が到来するまでに行わなければならない。

3 前項にかかわらず、甲は、契約不適合があることを知った時から1年以内に乙に通知しなければ、第1項の請求をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(確認)

第12条 乙は、委託業務を履行したときは、月毎に、遅滞なくその旨を仕様書に定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、処理すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、第4条に規定する委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき3.0%を乗じて計算した額（その額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - (3) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
 - (4) 第22条第1項に規定する甲の和歌山市情報セキュリティポリシーを遵守していないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - (6) 第18条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。
 - 4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合は、委託業務の完成部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合は、引渡しを受けた部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第15条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をして契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第14条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第20条 乙は、委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないように指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事する者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下、ポリシーという。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「重要情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が前2項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(契約終了時の措置等)

第23条 乙は、この契約が契約期間の満了又は契約の解除により終了したときは、提供された関係資料を甲に返還し、以後これに関する情報を使用してはならない。

2 乙は、新たに配置される受託者と交代するときは、必要期間内（1か月以内において甲、乙及び新たに配置される受託者が協議して定める。）に、甲及び新たに配置される受託者の確認のもとに業務一切の引き継ぎを行わなければならない。

(合意管轄)

第24条 甲と乙との間で訴訟の必要が生じた場合は、甲の本庁舎所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

上記契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾 花 正 啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。